

一般社団法人中部福祉振興協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人中部福祉振興協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県春日井市藤山台10丁目21番地18に置く。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、福祉に関連する事業を行うことにより、地域住民に対して、心身共に安心できる日常生活を送ることができる環境を提供する。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 一. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業
- 二. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業
- 三. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 四. 高齢者及び障害者等に係わる委託事業及び特定高齢者施策等に係わる事業
- 五. 高齢者住宅事業及び介護施設の経営、運営、運営委託
- 六. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうの施術所の経営
- 七. 各種研修会の企画及び運営
- 八. 書籍、介護機器及び食品の販売斡旋業
- 九. 経営、労務及び経理等の事務代行及びコンサルタント業務
- 十. 前各号に付帯する一切の事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 社員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会で別に定める費用負担をする。

(任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該社員を除名することができる。

- 一. この定款その他の規則に違反したとき。
- 二. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一. 第7条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二. 総社員が同意したとき。
- 三. 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一. 社員の除名
- 二. 理事及び監事の選任又は解任
- 三. 理事及び監事の報酬等の額
- 四. 計算書類の承認
- 五. 定款の変更
- 六. 解散及び残余財産の処分
- 七. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催及び招集)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会として、定時社員総会は、毎年2月に1回開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一. 社員の除名
 - 二. 監事の解任
 - 三. 定款の変更
 - 四. 解散
 - 五. その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第19条 この法人に、理事1名以上3名以内、監事1名以上3名以内を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事が2名以上の場合は、代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

- 第26条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる年1期とする。

(事業報告及び決算)

- 第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。
- 一. 事業報告
 - 二. 貸借対照表
 - 三. 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第28条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
中出 茂正	名古屋市天白区元植田三丁目2104番地
坂口 道典	愛知県春日井市下津町159番地7

(設立時の役員)

第32条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	中出 茂正
設立時代表理事	名古屋市天白区元植田三丁目2104番地
	中出 茂正
設立時監事	坂口 道典

以上、一般社団法人中部福祉振興協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年2月17日

名古屋市天白区元植田三丁目2104番地
設立時社員 中出 茂正



愛知県春日井市下津町159番地7
設立時社員 坂口 道典



平成28年登簿第29号

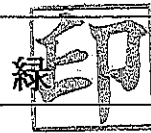
この定款の社員 中出茂正 及び 坂口道典 は、本公証人の前で、自己の記名押印を自認する旨を陳述した。よって、これを認証する。

平成28年2月17日、本公証人役場において

愛知県春日井市鳥居松町四丁目151番地

名古屋法務局所属

公証人 横 山



以上は謄本である。

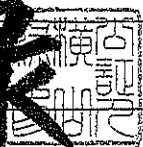
平成28年2月17日、本公証人役場において

愛知県春日井市鳥居松町四丁目151番地

名古屋法務局所属

公証人

横山 緑



公 証 人 役 場